

平成24年度教育行政方針

◆はじめに

みよし市総合計画の基本目標にあります教育分野での「社会と次代を担う自立した人材の育成」と文化・芸術・スポーツ分野での「誰もが健康で生きがいのある暮らし」を実現するために、学校教育、家庭教育、文化芸術、図書館サービス、生涯スポーツの各分野における平成24年度教育行政方針を定め、各種教育施策を進めます。

◆学校教育の充実

1 生きる力をはぐくむ教育の推進

各学校では、子どもたちの個性を伸ばし、知・徳・体のバランスの取れた力をはぐくみます。教職員は、各種の研修をとおして資質向上に努め、一人一人の子どもにとって「楽しい学校」、「明日が待たれる学校」づくりを目指します。そこで、一人一人にきめ細かな指導をするため、授業形態や指導方法を工夫し、地域の特色を活かした教育活動を展開していきます。

小学校1、2、3学年と中学校1学年で35人学級を引き続き実施します。また、少人数指導等対応非常勤講師及び特別支援教育対応教員補助者数を維持し、基礎・基本の定着と学力の向上、児童生徒の多様な資質に応じた教育を行います。

子どもたちの確かな学力の定着と豊かな心、たくましい体をはぐくむために、様々な研修の機会をとおして教職員の資質の向上に努めます。本市の教員の平均年齢は38.3歳と若く、特に20代の教員が25.6%を占めています。その若さは、子どもにとっては魅力がある反面、学習指導や生徒指導等において経験の浅さによる悩みやストレスを抱えている教員も少なくありません。これらの教員に対して教職経験の豊富な3人の「授業アドバイザー」を配置して、指導技術の向上をはじめ、教員としての資質向上のための指導体制を整えます。

新学習指導要領が、平成24年度より中学校で全面実施となります。教育課程では、小学校5・6年生に週1時間の外国語活動が導入されました。中学校でも英語が週1時間増えます。今年度もこれまでの2人の外国語指導助手（ALT）に加え、外国語活動対応非常勤講師1人を継続配置し、担任による外国語指導を支援します。

また、中学校においては、武道とダンスが必須となります。特に柔道においては、安全への配慮、指導を徹底するために、担当教員の研修に努めます。

学校図書館司書及び司書補助員による学校図書管理システムの活用を図り、読書活動の推進による心豊かな子どもの育成を図ります。

外国籍の子ども等を対象に日本語指導員を配置し、学校や地域生活への適応を図ります。また、「外国人児童生徒通訳等事業」により、学校・子ども・保護者が通訳をとおして互いの意思の疎通を図れるように努めます。

子どもたちが豊かな人間性をはぐくみ生きる力を身に付けていくためには、「食」が極めて重要であり、健全な食生活を通じた心身の健やかな成長が望まれます。このため食育基本法が施行され、知・徳・体と並び「食育」が基礎となるべきものと位置づけられました。様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得させるために、学校給食をとおして「食」に関する指導の強化を図り、より一層充実した学校給食の実施に努めます。

2 開かれた学校づくり

学校・家庭・地域の連携により、子どもたちの健全育成を図るために地域に根ざした「開かれた学校」づくりを進めます。そこで、保護者や地域の皆様の理解と協力を得て学校運営を推進するために「学校評議員制度」、「学校評価」を充実します。家庭・地域からの提言や意見を取り入れるとともに、ホームページや広報みよし「ホットライン」、学校だより等により、学校の様子をお知らせし、開かれた学校づくりに努めます。また、年間をとおして地域の皆様に運動場、体育館、武道場などの開放とともに、引き続き黒笹小学校において学校図書館を開放します。夏季休業期間中については市内3小学校において、一般の方も対象としたプール無料開放を引き続き実施し、地域とのつながりを深めます。

3 心の居場所づくりの推進

子どもたちと共感的な態度で接し、心の居場所のある温かい学級・学年・学校づくりを進めます。「みよし市教育支援センター」を拠点とし、いじめ・不登校対策事業、教育相談事業、学校支援事業の3事業を中心に、子ども・保護者・学校の支援を行います。

いじめ・不登校対策事業としては、不登校状態の子どもの活動の場としての「ふれあい教室」を設置するとともに、指導及び相談員として3人の「ハートケア教育サポーター」を配置します。ハートケア教育サポーターは、ふれあい教室での指導だけではなく、不登校を中心とする家庭教育上の問題を持つ家庭を訪問し、面接相談・指導を行います。また、各小学校に「子どもの相談員」、各中学校に「心の教室相談員」をそれぞれ配置し、学習や友人関係等で悩んでいる子どもに働きかけるとともに、いじめや悩みなどの早期発見、早期解消を図ります。

教育相談事業としては、0歳から19歳までを対象とし、発達や養育に関

する保護者や教員等の悩み等に対応するため、専門相談員による教育相談、教育相談室における個別相談、該当校を訪問しての訪問相談、カウンセリングや発達検査の実施等、専門性を活かした相談活動を行い、多様な視点での支援を行います。

学校支援事業としては、特別な教育的支援の必要な子どものために各校1人以上の特別支援教育対応教員補助者を配置し、個別の支援の充実を図ります。また、学校支援ボランティアとして、社会人による一般ボランティアと大学生による学生ボランティアを募り、学校のニーズに合わせて配置し、子どもたちの円滑な活動のために協力をしていただきます。さらに、特別支援学校やこども発達センター等の近隣の専門機関との連携を充実させ、市の教育支援体制の充実を図ります。

発達段階に応じた子どもの健全育成を図るため、保育園・幼稚園、小学校、中学校の異校種間で教員の交流を進めます。発達段階に応じた指導内容や指導方法を再確認するとともに互いの連携を一層強化して指導にあたります。

4 教育環境の整備と児童生徒の安全管理

学校は、子どもたちが生活する場であるとともに、地域防災の拠点の場でもあります。このため計画的に施設の整備を図り、地域の期待に応えるとともに、子どもたちが快適に、安全で安心して学ぶことができる環境づくりに努めます

現在、学校施設の老朽化に伴う大規模改修を順次計画的に進めています。平成20年度から行ってきた三好中学校の大規模改修は、平成24年度の外構等の改修を行い終了します。次に、天王小学校の大規模改修に向け、平成24年度から設計に着手する計画です。

平成21年度に導入した電子黒板を授業等で有効に活用し、子どもたちの学習への興味・関心を高め、学力の向上を図るとともに、一層の教育環境の整備に努めます。

子どもたちの安全な学校生活を確保するために、PTAや地域の皆様のご理解とご支援をいただき、地域ぐるみの学校安全体制の整備を推進します。学校、PTA、スクールガードリーダーとの連携をさらに密にするとともに、運転手などに通学路であることを認識していただき、交通事故防止を目的とした「安全のみどり線」を交通量、通学者数、道幅、危険度等の実状を総合的に判断しながら、引き続き設置します。

この他、緊急メール送信による不審者情報の提供と「こども110番の家」に緊急避難できる体制を整え、子どもたちの安全確保に努めます。

◆図書館を含む複合施設の建設

複合施設基本構想審議会より答申をいただき平成21年11月に策定した基本構想に基づき事業を推進してまいります。

平成23年度は関係団体の代表者や公募市民で組織する複合施設基本設計策定協議会を設立し、関係団体や利用者など市民の意見を取入れた基本設計を策定するための検討が始まりました。平成24年度も引き続き検討を行い基本設計の策定を行ってまいります。

◆家庭教育の充実

「子どもは家庭で躰け、学校で学び、地域で育つ」と言うように、子どもから大人への人間形成において家庭での子どもの教育は重要です。

家庭での教育を支援するため、幼児期、少年期、思春期の子どもを育てる親を対象に「いきいき子育て講座」、「家庭教育学級」などの事業を保育園、幼稚園、小中学校やPTAの協力をいただいて進めます。

また、家庭教育に関する関心を単に個々の家庭の問題として捉えるのではなく、地域社会全体の問題として捉え、家庭・学校・地域の3つ（トライアングル）での連携による「ふれあいトライアングル推進事業」を実施することにより家庭・学校・地域の連携による家庭教育力の向上を目指します。

◆文化芸術の振興

文化芸術の拠点施設である文化センターサンアートでは、市民参加型の事業として「少年少女合唱団育成事業」や「市民合唱交流会」を開催します。

また、指定管理者主催によるロビーコンサートを定期的に行いアマチュア、セミプロの発表機会の提供に努め、茶会、ポピュラーコンサートの開催など、サンアートへより多くの皆さんにお越しいただけるよう企画運営及び催事情報の提供等に努めます。

演劇文化の振興につきましては、市民と行政で構成するみよし演劇文化推進実行委員会による演劇公演を平成21年度から3年間実施しました。この演劇に携わった市民の方々によって演劇グループが立ち上げられましたので、平成24年度はその成果を発表するための演劇活動を支援することにより、市民の皆さんに生の演劇に触れる機会の創出に努め、文化・芸術活動への意識の高揚を図っていきます。

また、文化芸術の各分野で自主的に活動されている皆さんの作品発表の機会として「文化祭」、「公募美術展」を開催するとともに、文化芸術活動を醸成するため、文化活動の拠点として「ふれあい交流館」の施設運営に努め、みよし市文化協会をはじめ市民の生涯学習活動を支援してまいります。

◆図書館サービスの向上

図書館は、「知る自由」をもつ市民に、学ぶための情報・資料と地域の文化・教養を高めるため、だれもが利用しサービスを受けることができる身近な公共施設として、幅広い図書資料の収集・提供を行います。また、インターネット蔵書検索・官報データベースなどの新しい情報源による情報の提供や利便性の向上に努め、市民のくらしに役立つ図書館サービスを提供します。さらに、情報源を公共財と見る立場から、図書館間相互の連携・共同、ネットワークの形成を進め資料提供に努めます。

読書啓発活動として、子どもたちには、図書を通じた心のふれあいをはぐくむため、みよし市子ども読書活動推進計画に基づき、図書館友の会との協働によるお話し会・手作り絵本展を開催します。また、文学講座や読書ボランティア講座など多彩な行事を開催し、親しめる図書館運営に努めます。

◆文化財の保護・活用と伝統文化の保存継承の推進

文化財は、郷土の歴史のなかで生まれ、育まれ、今日まで守り伝えられた貴重な市民の財産であります。その文化財の保存維持活動、郷土芸能の伝承活動を支援して、文化財の保存と伝承に努めます。

多くの古文書・民具等の整理・活用を図るとともに、市民の関心と理解を深めるために、「土器作り体験講座」・「石器作り体験講座」、資料館常設展示に併せて、企画展及び特別展を開催します。

平成23年8月に市の7件目の文化財として指定し、同年11月に市へ寄贈された石川家住宅の平成26年度の一般公開を目指し、当住宅の維持管理と調度品等の調査・整理を進めます。

埋蔵文化財の発掘調査による出土品については、整理及び報告書の作成を行い後世に残します。

新編「三好町誌」については、歴史的な史実としての資料に基づき、みよし市の歴史的発展を明らかにするとともに、市民共有の財産として後世に伝えるため、本文編の発刊を志しています。

◆生涯スポーツの環境づくり

平成23年8月に、「スポーツ振興法」が50年ぶりに全面改正され「スポーツ基本法」が公布されました。「スポーツ基本法」では、「スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことが人々の権利である」との新しいスポーツの基本理念が提示され、国、地方公共団体、スポーツ団体をはじめとする関係者の連携と協働によってその基本理念の実現を図ることが規定されています。

人間が生涯にわたり心身ともに健康で豊かな生活を送るため、スポーツをより身近なものとし、日常的にスポーツに親しむことができる、生涯スポーツ社会の実現がますます重要となっています。

みよし市では平成17年度に策定した「みよし市スポーツ振興基本計画」（目標平成27年度）に基づき、それぞれのライフスタイルに応じた「行うスポーツ」「観るスポーツ」「支えるスポーツ」の振興と「スポーツ施設の整備」に取り組んでおります。平成24年度においては、さらに「スポーツ基本法」に示されている基本理念も踏まえ、これを継続します。

1 「行うスポーツ」の振興

いつでも、どこでも、誰もがスポーツに気軽に親しむことができる環境づくりを目指します。市民が一体となる体育祭、市民の交流が深まるマラソン駅伝大会をはじめ、「スポーツに親しむきっかけづくり」となるレクリエーションスポーツフェスタ等の「行うスポーツの振興」を図ります。

また、総合体育大会の実施、スポーツ少年団交流会、各連盟への支援などを行う体育協会や、カヌー競技の全国大会を開催し「カヌーのまち みよし」を全国に発信すべく、カヌー競技の普及推進を行うカヌー協会、スポーツ活動を通じた青少年の健全育成とコミュニティの形成を目的とした総合型地域スポーツクラブへの育成と支援を継続します。

2 「観るスポーツ」の振興

普段スポーツを行っていない人にも、夢と感動を与えるスポーツ観戦の場を提供するため、全日本クラブユースサッカー選手権（U-15）東海大会、日本カヌーポロ選手権大会、日本カヌーポロジュニア選手権大会を開催し、「観るスポーツの充実」を図ります。また、みよし市のホームページ、広報、ケーブルテレビでの市政情報番組等により市で開催されるスポーツイベント等を紹介して「観るスポーツ」の機会を提供します。

平成24年はオリンピックイヤーです。みよし市民が日本の代表としてオリンピックへ出場する際には、パブリックビューイングを開催し感動を共有できる機会を提供します。

3 「支えるスポーツ」の振興

スポーツとの関わり方として、スポーツ大会に出場するだけでなくスポーツを行う人たちを側面から応援するボランティアが活動できる場を提供します。

また、ボランティアの認識を高める啓発活動や募集を継続して行い、ボランティア参加者の拡大を図りながら参加者のニーズに合わせて、より多くの活動

の機会の提供に努めます。また、スポーツ指導者育成のため、体育協会を中心としてスポーツ指導者認定講習会を開催し、現在活躍している指導者には更なる指導技術の向上を目指した指導者レベルアップ講習会を実施し、支えるスポーツの振興を図ります。

4 「スポーツ施設の整備」

誰もが気軽にスポーツが楽しめる身近な運動施設の提供など、施設のバリアフリー化に関する調査研究の継続など、市民にとって利用しやすい施設運営や総合体育館の大規模改修を計画的に進めます。

◆おわりに

各施策を実施するにあたり、教育委員会と市の行政組織だけでなく、学校・家庭・地域、その他関係機関や団体と一層の連携を図り、積極的に教育行政を推進してまいりますので、議会並びに市民の皆様の一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。平成24年度の教育行政方針といたします。